

区長報告第六号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について平成二十五年八月五日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十五年九月十九日

港区長 武井雅昭

記

一件名 庁有車の交通事故に係る和解
二 当事者 甲 東京都文京区後楽一丁目四番十四号
昭和リース株式会社

乙 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

三 事件の要旨

平成二十五年五月二十八日、港区新橋六丁目十六番先の都道四百九号日比谷芝浦線道路上において、甲所有の乗用車が庁有車に追突した交通事故（以下「本件事故」という。）により、当該庁有車が損傷した。

四 和解条項

甲及び乙間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処理について、次のとおり了解した。

- (一) 甲は、乙に対し、十五万八千十四円の支払義務があることを認める。
- (二) 乙は、その余の請求を放棄する。
- (三) 甲と乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。